

## 沼田市市民構想会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の将来のまちづくりに対する意見を幅広い層の市民から伺い、市政に反映するため設置する沼田市市民構想会議（以下「構想会議」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 構想会議は、将来のまちづくりに関し、市長から依頼された事項又は市民から提案された事項について議論し、市長に対し報告するものとする。

2 構想会議は、将来のまちづくりに関し必要と認められる事項について議論し、市長に対し提案するものとする。

### (構想会議の構成)

第3条 構想会議は、概ね30人の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の規定により委嘱された委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

### (構想会議の会長及び副会長)

第5条 構想会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、構想会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構想会議の会議)

第6条 構想会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、協議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委員会)

第7条 特定の事項を調査研究するため、構想会議に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、構想会議委員及び協議事案を提案した市民をもって構成する。
- 3 協議事案を提案した市民の任期は、委員会での協議が終了するまでの期間とする。
- 4 前2条の規定は、委員会について準用する。

(庶務)

第8条 構想会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。